

再審査に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要

- 1 プラジクアンテルを有効成分とするすずき目魚類用寄生虫駆除剤(水産用ベネサル、ハダクリーン)
 - (1) 主成分
プラジクアンテル
 - (2) 対象動物
すずき目魚類
 - (3) 用法及び用量
魚体重 1 kg 当たり 1 日量プラジクアンテルとして下記の量を、水産用展着剤もしくは展着剤を含有した養魚用配合飼料と混合した後、飼料中に均一となるように添加し 3 日間経口投与する。
すずき目魚類 : 150mg
 - (4) 効能又は効果
すずき目魚類の体表に寄生するハダムシ (*Benedenia seriolae*) の駆除。
- 2 食品安全委員会への意見聴取事項
薬事法第 83 条第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 14 条の 4 第 1 項の規定による上記動物用医薬品の再審査に際しての当該医薬品の食品健康影響評価(食品安全基本法第 24 条第 1 項第 8 号)